



令和 8 年 9 月 2 9 日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、川北電気工業株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 さとう 佐藤 まこと 誠・課長補佐 いぶか 井深 ひろゆき 浩之

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

川北電気工業株式会社

所在地：愛知県名古屋市中区栄4-6-25

許可：国土交通大臣許可（般・特-7）第3961号

代表者：大津 正己

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

2 期間

令和8年10月14日から令和8年10月16日までの3日間

3. 処分理由

川北電気工業株式会社が二次下請として受注の準備を進めていた愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、令和7年8月25日、分電盤内の電流測定作業を実施していた同社作業員が何らかの原因で充電電路部に触れたことで感電し死亡する事故が発生した。

この件について、充電電路部に接触することにより感電の危険が生ずるおそれがあったのに、充電電路部及び作業員に絶縁用保護具等を着用させる等危険を防止するために必要な措置を講じず、作業員を死亡させたとして、令和8年4月10日に半田簡易裁判所から、同社に対し労働安全衛生法違反により罰金30万円、同社社員1名に対し労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金30万円の略式命令が下され、それぞれの刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。